

資料 1 - 2

2 消安第 2937 号
令和 2 年 10 月 5 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、次の飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統



除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統 (飼料) に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

遺伝子組換えトウモロコシ「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統」(以下「MON87429」という。)については、令和 2 年 9 月 1 日付でバイエルクロップサイエンス株式会社より遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

MON87429 には、改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されており、その組織特異的発現により、除草剤グリホサートを散布することで雄性不稔となる。また、改変 *dmo* 遺伝子、*pat* 遺伝子、*ft_t* 遺伝子が導入されており、除草剤ジカンバ、除草剤グルホシネート及びアリルオキシアルカノエート系除草剤に対する耐性をもつ。

3. 付与される形質の概要

改変 *cp4 epsps* 遺伝子発現カセットに存在する 35S プロモーター及び mts-siRNA の標的配列による発現制御により、花粉では改変 CP4 EPSPS たん白質が発現しないため、除草剤グリホサートを散布することで花粉は不稔となり、ハイブリッド種子生産をより効率的に行うことが出来る。また、改変 *dmo* 遺伝子、*pat* 遺伝子、*ft_t* 遺伝子及び改変 *cp4 epsps* 遺伝子により発現する改変 MON87429 DMO たん白質、PAT たん白質、FT_T たん白質及び改変 CP4 EPSPS たん白質により、除草剤ジカンバ、除草剤グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系除草剤及び除草剤グリホサートに対する耐性を有する。

4. 利用目的および利用方法

MON87429 の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のトウモロコシと相違がない。

5. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
カナダ	2019 年 1 月申請中	カナダ食品検査庁 (CFIA)
米国	2019 年 2 月申請中	米国食品医薬品庁 (FDA)
欧州	2019 年 9 月申請中	欧州食品安全機関 (EFSA)

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。